

～町立武道館を利用する皆さんへ～

利用上の注意事項

- ① 施設利用時には必ず利用責任者を置き、利用責任者は団体の活動に責任をもって行動すること。
- ② 利用許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- ③ 利用責任者は活動終了後必ず「町立武道館利用日誌」に記入すること。
- ④ 駐車場（消防署と併用）が狭いため、消防署内の通路は自転車、オートバイは下車して通行すること。また、自動車の駐車はできません。
- ⑤ 武道館内には、素足または靴下等で入ること。（廊下・更衣室等は除く。）
- ⑥ 施設内での針・画鋸等の使用は禁止。
- ⑦ 武道場内には、表彰状等の掲出は禁止。掲出を希望する場合は、許可を得ること。賞状等の掲出期間は5年以内とする。
- ⑧ 施設内に私物を置かないこと。
- ⑨ 原則として施設内での飲食・喫煙は禁止。ただし、必要程度の水分補給においてふた付きの容器による飲み物は許可する。
- ⑩ 施設利用後には必ず整理・清掃・点検（電気消し忘れ、窓の戸締り）を行うこと。
※利用後の整理・清掃・点検が不相当と認められる場合は、利用を禁止する場合があります。
- ⑪ 施設内の備品等は丁寧に取り扱い、利用後は元の場所に戻すこと。また、施設・備品等を破損・紛失した場合は、速やかにスポーツ健康課に連絡すること。なお、場合によっては損害賠償の請求をすることがあります。
- ⑫ 施設利用時の安全管理を徹底すること。（特に子どもを同伴する場合は注意すること。）
- ⑬ 近隣住民へ迷惑をかけないように心がけ、迷惑を及ぼす行為が発生したときは、利用者の責により臨機の対応をとること。
- ⑭ 利用時間を厳守すること。（利用時間には、準備・整理・清掃時間も含む。）
- ⑮ 施設を利用しての営業活動は禁止。
- ⑯ 施設利用を中止する場合は、速やかにスポーツ健康課まで連絡すること。
- ⑰ 使用料納入後の還付はいたしません。ただし、利用者の責ではない理由により、施設が利用できない場合は使用料を還付いたします。
- ⑱ 町・学校行事のため利用許可を取り消す場合がありますのでご了承ください。

【問い合わせ】

スポーツ健康課スポーツ推進係 TEL 61-4100 （内線324）